

# 学校安全情報メール(秋田っ子まもるメール)配信事業運用管理業務委託仕様書

## 1 委託目的

本業務委託は、子どもを狙った悪質な事件の情報を市民にいち早く伝える注意喚起情報のほか、見守りボランティアの養成講座、募集情報、地区取組情報等を随時配信し、学校や保護者、地域が一体となって「大切な子どもたちを守る」という意識を醸成することを目的としている。

## 2 委託業務

注意喚起情報等を携帯電話等へメール配信する。  
また、市民がわかりやすくメール登録できるサイトを提供する。

## 3 対象者

最大30,000件のメール配信を想定している。  
※ 現行は12,913件（令和6年3月末現在）

## 4 委託業務の詳細

- (1) 保護者等の市民がインターネット経由で予め登録した携帯メールアドレスに、注意喚起情報のほか、見守りボランティアの養成講座、募集情報、地区取組情報等を、携帯電話、スマートフォン、パソコン等へメール配信する。
- (2) 主な機能として、下記を有するものとする。
  - ア 任意のタイミングでの不定文書メール送信する機能
  - イ メールを送達確認状況のチェック機能
  - ウ 講座への参加確認等の双方向機能
- (3) 登録アドレスを保護者、教職員、企業、市民等のグループ別に管理でき、グループ毎に配信条件を変えることを可能とする。
- (4) 管理者や運用担当者が、講座への参加確認状況等が容易にわかるホームページを用意する。
- (5) メールアドレスの登録、削除を容易にし、運用担当の負担を軽減するためのホームページを用意する。
- (6) 既存システムからのアドレス移行作業を考慮する。
- (7) その他詳細については、市と協議し決定する。

## 5 その他

安定した運用とするため、下記に類する条件を満たすこと。

- (1) 高速かつ安定したメール送信
  - ア 2時間以内に3万件のメール配信が可能であること。また、輻輳対策が講じられていること。
  - イ 送信エラーが発生した場合は、エラー内容を報告すること。

(2) ソフトウェア等のセキュリティ対策

- ア ファイアウォール等で、外部からアクセス可能なリソース制限をすること。
- イ サービスに最低限必要な、SMTP、HTTP、HTTPS以外の外部からの接続を遮断すること。
- ウ Webサーバー上でアプリケーションファイアウォールを別途利用し、Webへの不正アクセスを遮断すること。
- エ セキュリティパッチの適用を定期的に行い、最新版のソフトウェア利用すること。
- オ 万一、ログの改ざんや不正なプログラムの侵入を検知した場合、ただちに把握できるようシステムを設定すること。
- カ サーバーアクセス用アカウントを最小限数用意し、IDの共有をしないこと。
- キ 登録時の通信等はSSLによる認証を行うこと。
- ク ディスク内で登録者のメールアドレスを適切に管理すること。
- ケ ISMS（ISO/IEC 27001:2013、JIS Q27001:2014）と同等の認証を取得していること。

(3) サーバーの設置場所（データセンター）

- ア 耐震フロア、空調・湿度管理の体制等を整えること。
- イ 無停電装置の装備、ウイルスおよびハッキング対策、機器系統の二重化等を施すこと。
- ウ 動消防装置を各サーバールームに設置すること。
- エ サーバルームへの入退室は生体認証、体重チェックなど、複数のセキュリティ管理で厳密に制限すること。

(4) システム監視とサポート

機器等の傷害でサービスが停止しないように、24時間365日のシステムの監視体制とサポートを提供すること。

## 6 成果物

- (1) プログラムおよび付随する情報提供機器の使用権 一式
- (2) 当該システムの操作説明書 一式
- (3) 障害時対応連絡表 一式

## 7 成果物の納入期限

令和6年6月28日（金）までに、秋田市教育委員会学事課へ納入すること。

## 8 個人情報に関するデータの権利帰属および保護

本業務委託の実施によって登録される対象者の個人情報に関するデータについての権利（所有権・知的財産権等）は、秋田市に帰属する。

また、受託者は、システムに記録されている全ての個人情報に係る保護対策について、万が一にも漏えいすることのないように特に徹底する。

なお、業務委託契約書には別途、秋田市が作成する個人情報取扱特記事項を特

約状況として付記する。

## 9 委託業務期間

委託業務の期間は、令和6年7月1日から令和10年6月30日までとする。

## 10 その他

- (1) 秋田市の職員に対し、取扱い方法の教育を実施すること。
- (2) 取扱い方法や登録方法が記載された資料、広報活動のために必要な資料、その他秋田市と協議の上必要と認められた資料等を提出すること。
- (3) 本仕様書の記載内容に質疑が生じた場合について、秋田市と協議の上決定する。